

いわき市道路の位置の指定に関する要綱

(制定 昭和49年10月1日)
(実施 昭和49年10月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、いわき市建築基準法施行細則（昭和48年いわき市規則第45号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、道路の位置の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前審査)

第2条 道路の位置の指定又は変更を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、着工前に審査を受けることができる。

2 前項に規定する事前審査に必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図（縮図2,500分の1の地図）
- (2) 地籍図（実測図）
- (3) 公図（不動産登記法（明治32年法律第24号）第17条に規定する地図又は同法第24条ノ3第1項に規定する図面をいう。以下同じ。）の写し
- (4) 土地の登記簿の謄本

(地目の変更)

第3条 市長は、申請者に対し、道路の位置の指定又は変更を受けようとする土地について、公衆用道路として地目の変更をするよう求めるものとする。

(申請図書の受理)

第4条 市長は、細則第15条及び第16条の規定に基づき、道路の位置の指定又は変更に係る申請があったときは、次の各号に掲げる事項について審査し、適合していると認めたときは、これを受理するものとする。

- (1) 道路の位置の指定申請図書作成要領（付録第1）に基づいていること。
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第144条の4に基づき作成した道路築造基準（付録第2）に適合していること。

(3) 道路の築造に着手していること。

2 市長は、細則第16条の規定に基づき、道路の廃止に係る申請があったときは、前項第1号に規定する事項について審査し、適合していると認めるときは、これを受理するものとする。

(道路の築造完了届)

第5条 市長は、申請者が道路の築造を完了したときは、申請者に対し、道路築造完了届（第1号様式）の提出を求めるものとする。

(完了検査及び道路の位置の指定等)

第6条 市長は、前条の道路築造完了届を受理したときは、速やかに、完了検査を行い、基準に適合していると認めるときは、道路の位置の指定又は変更をするとともに申請者に通知するものとする。

(道路の標識の設置)

第7条 市長は、道路の位置の指定を受けた者に対し、その旨を周知させるため、標識（第2号様式）を道路の位置の指定を受けた道路内の見やすい場所に設置するよう求めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和49年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和56年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成5年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

付録第1（第4条関係）

道路の位置の指定申請図書作成要領

1 申請図書一覧表

番号	申請図書	提出部数
1	道路位置指定申請書	2
2	道路の維持管理についての誓約書	1
3	関係者からの承諾書	1
4	関係法令に基づく許可証等	1
5	付近見取図（縮尺2,500分の1の地図）	2
6	地籍図（実測図）	2
7	道路平面図	2
8	敷地割図	2
9	道路構造図（縦断図及び横断図）	2
10	排水計画図	2
11	排水構造図	2
12	橋りょう等の詳細図	2
13	公図の写し	2
14	指定を受けようとする道路の登記簿謄本	1
15	その他の図書	2

2 道路位置指定申請書の記入

- (1) 「道路の位置の地名・地番」の欄は、土地登記簿謄本に記載された地名及び地番（枝番を含む。）を全部記入すること。ただし、書ききれないときは、適宜別紙とする。
- (2) すべての寸法は、メートル法により、小数点以下第2位まで記入すること。
- (3) 「幅員」及び「延長」の欄は、個々の道路について幅員及び延長を記入し、道路の曲折及び幅員の異なるごとに番号を付けること。
- (4) 「道路の標示方法」の欄は、道路の位置を明確にするために設ける側溝又は縁石その他の施設の種別を記入すること。
- (5) 「承諾欄」の住所及び氏名が書ききれないときは、適宜別紙とすること。この場合において「承諾欄」に押印する印鑑は、実印とし、印鑑登録証明書を添付すること。

3 申請書類の作成

(1) 関係者からの承諾書

申請者は、位置の指定を受けようとする道路が、次に掲げる事項に該当する場合においては、関係者からの承諾書又は許可書を添付すること。

ア 既存道路（公道以外の私道）に接続する場合

イ 公道、用排水路等を使用し、廃止し、又は変更する場合

(2) 関係法令に基づく許可証等

道路を築造するに当たって、道路法（昭和27年法律第180号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等関係法令に基づき、許可、承認等を要するときは、当該許可、承認等を証する書類を添付すること。

4 申請図面の作成

(1) 申請図面は、原則としてB3判（364ミリメートル×515ミリメートル）とし、数枚にわたる場合には、全枚数とその図面番号を付すること。

(2) 図面作成者及び測量者は、住所氏名を記載し、押印すること。

(3) 付近見取図には、次の事項を記入すること。

ア 方位

イ 位置の指定を受けようとする道路の位置

(4) 地籍図（実測図）には、次の事項を記入すること。

ア 方位

イ 位置の指定を受けようとする道路及びそれに係る敷地の求積並びに敷地内にある建築物、工作物、道路、水路等の位置

ウ 土地の高低その他地形上特記すべき事項

エ 標識を設置する位置

(5) 道路平面図には、道路の幅員、延長及び隅切り並びに排水施設の位置を記入すること。この場合において、隅切りの記入について、隅切り部分に堅固な建築物又は擁壁その他これらに類する工作物が既存し、隅切りのできない状況にある場合には、それらの建築物又は工作物を図示し、かつ、隅切りできない旨の申出書を提出すること。

(6) 道路構造図（縦断図及び横断図）には、次の事項を記入すること。

ア 各道路別幅員（側溝を含み、縁石を除く。）

イ 道路の構造寸法

ウ 側溝及び縁石の寸法

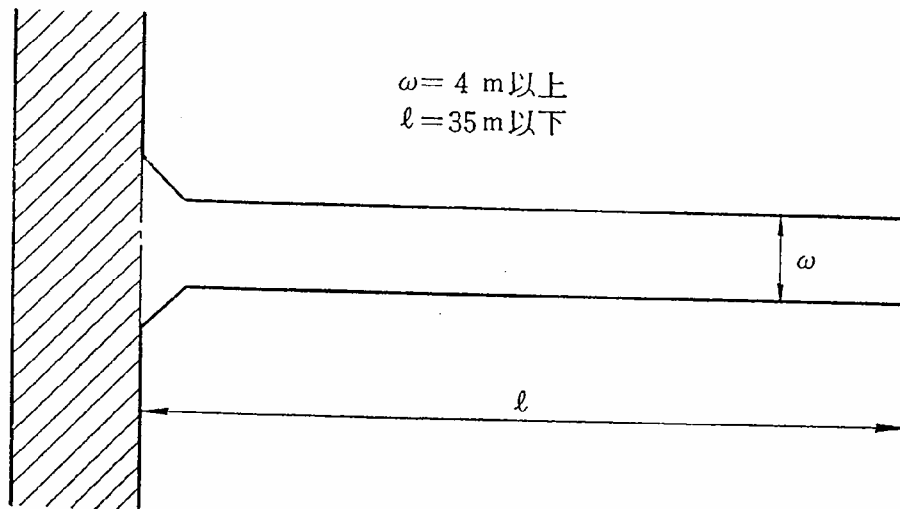
エ 各道路別の高低差、勾配等

道路築造基準

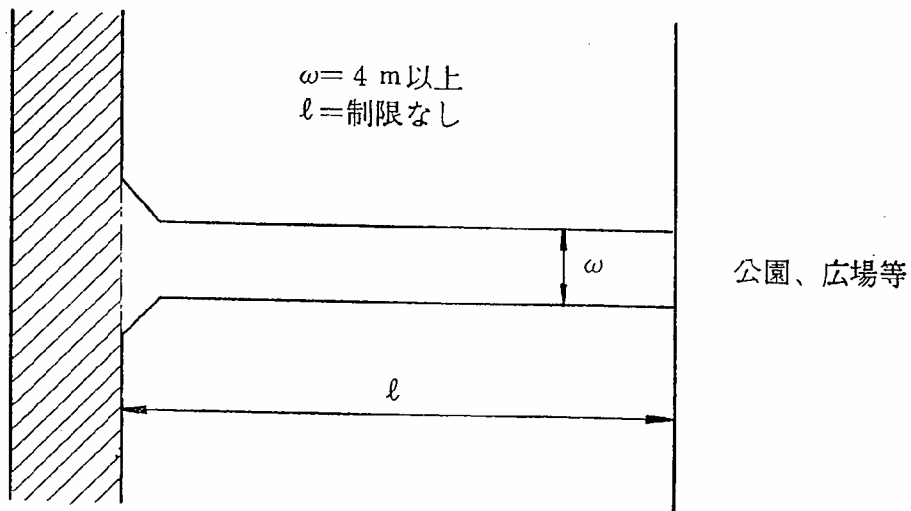
1 道に関する基準

道路は、原則として両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

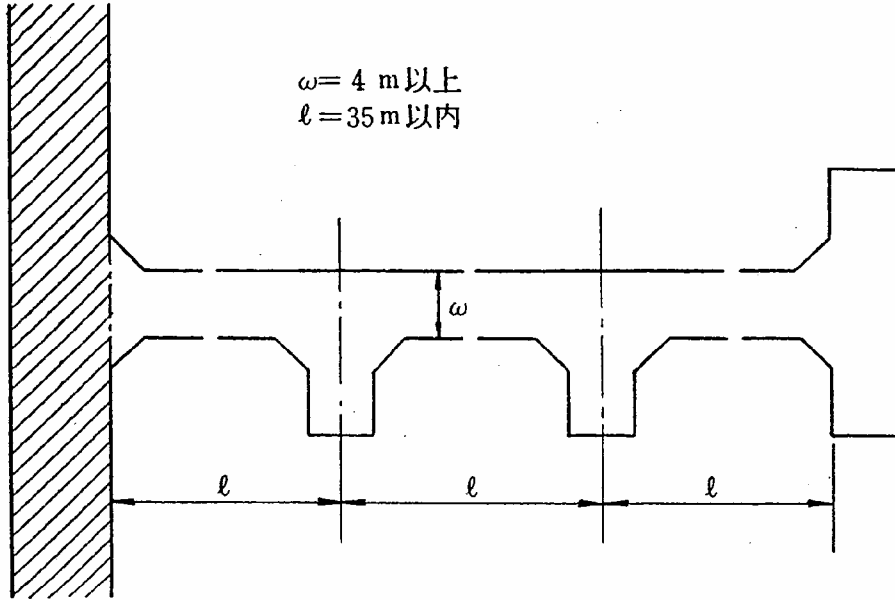
- (1) 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。(3)において同じ。)が35メートル以下の場合。



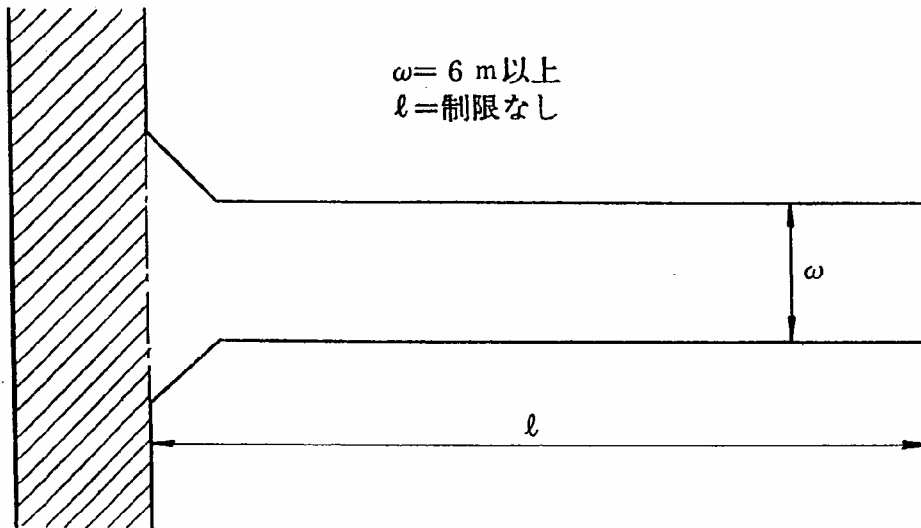
- (2) 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合



- (3) 延長が35メートルを越える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに建設大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場（以下「転回広場」という。）が設けられている場合



- (4) 幅員が6メートル以上の場合

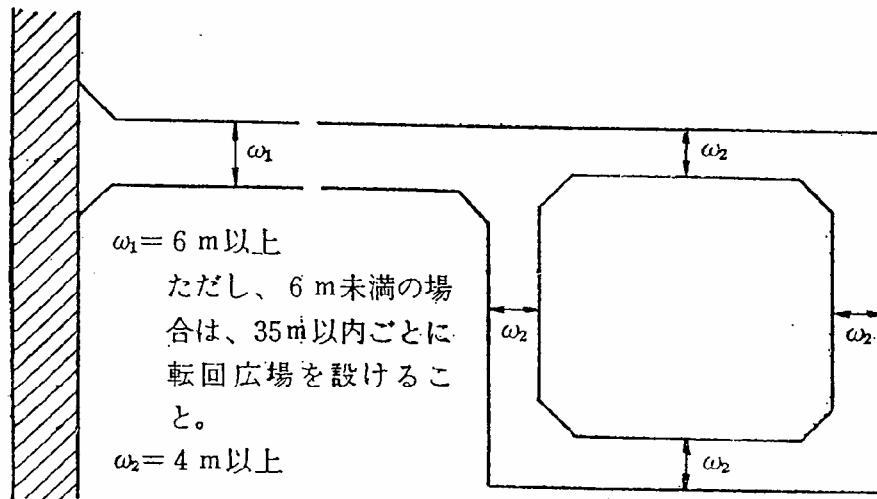


- (5) (1)から(4)までに準ずる場合で、市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めるとき。

2 袋路状道路の特例

一端がP字型（P字型に類する型を含む。以下同じ。）となっている道路で、その他の道路からP字

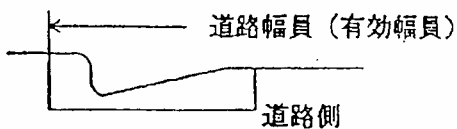
型の道路に至るまでの道路の幅員が6メートル未満で延長35メートル以内ごとに転回広場が設けられているものは、袋路状道路とすることができる。



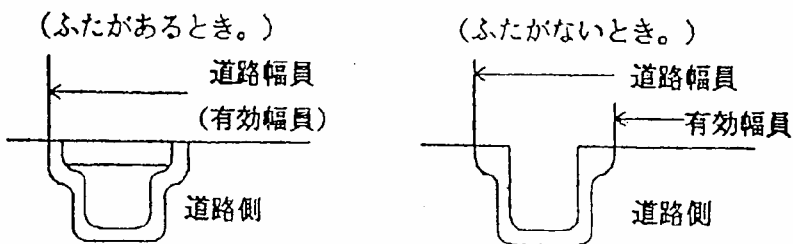
3 指定道路の幅員及び延長

(1) 指定道路の幅員は、次に掲げる方法によって計ることとし、有効幅員は、4メートル以上とすること。

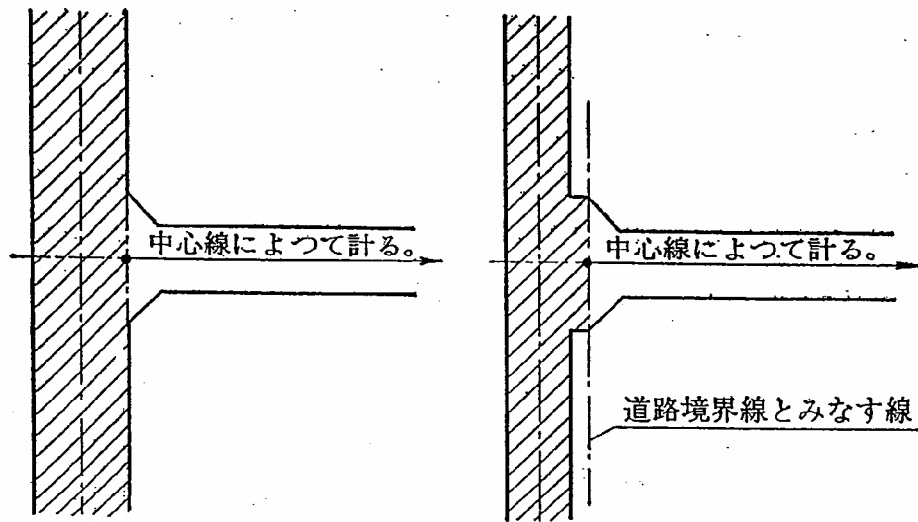
ア L型溝の場合



ア U型溝の場合

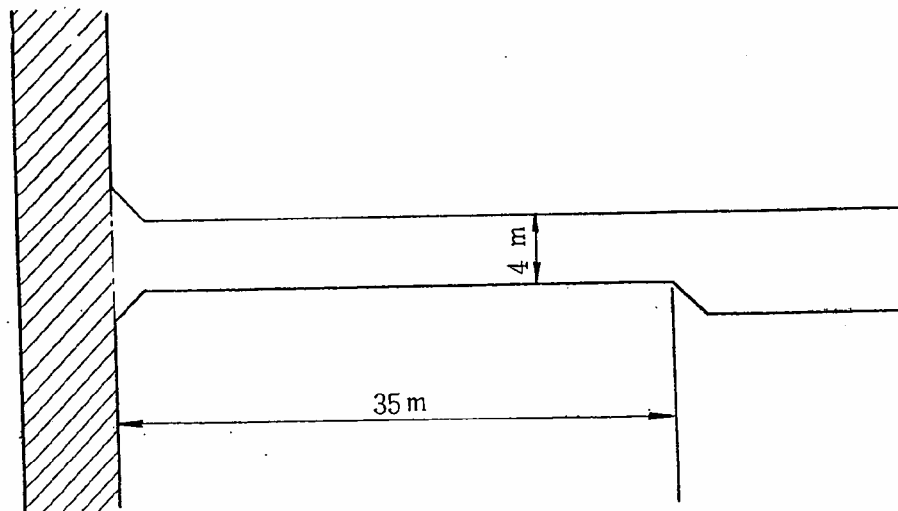


(2) 指定道路の延長は、接続する既存道路の側端（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により境界線とみなす線がある場合は、その境界線）を起点とした道路の各部分の中心線によって計るものとする。



4 転回広場の間隔

- (1) 令第144条の4第1項第1号ハの規定による転回広場の間隔は、接続する既存道路の側端を起点として計るものとする。
- (2) 既存の袋路状道路に接続する場合で、当該既存の道路の延長が35メートルを超えるものにおいては、この既存の道路にも転回広場を設けなければならない。ただし、転回広場を設けることが著しく困難であると認められる場合は、当該既存の道路に最も近いところに転回広場を設けることができる。
- (3) 道路の終端に設ける転回広場は、道路の延長35メートルを超える部分に接続して設けることができる。



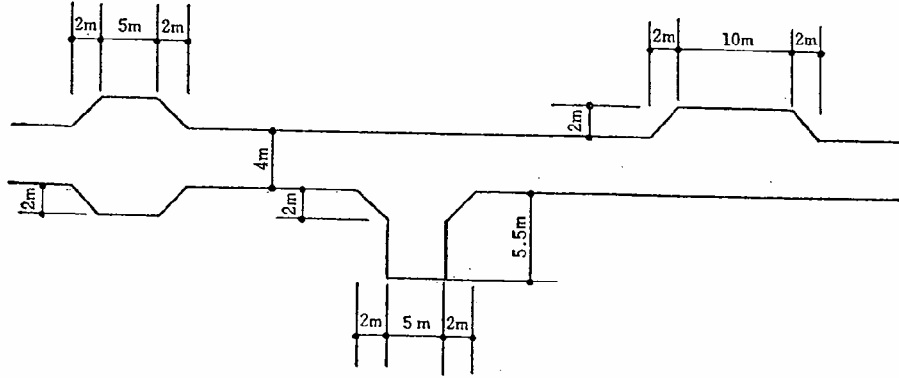
5 転回広場の規模

- (1) 自動車転回広場に関する基準（昭和45年建設省告示第1837号）に適合するものは、次に掲げるものとし、具体的な規模は、下図の形状のとおりとする。

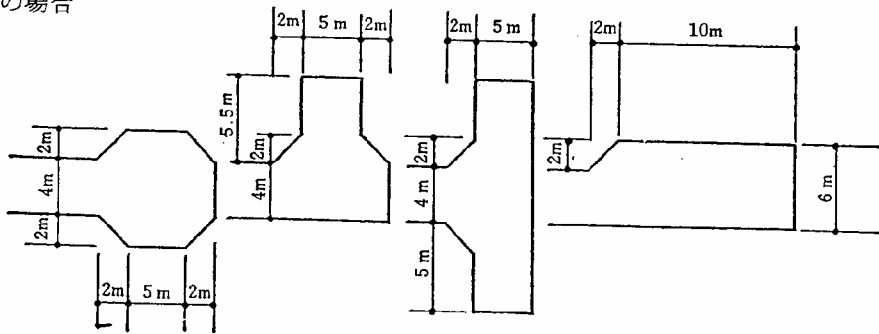
ア 小型自動車1台当たりの停車に必要な広さは、長辺が5メートル以上及び短辺が2メートル以上であること。

イ 転回広場の拡幅部の隅角は、その角を挟む辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設け、自動車の転回に支障のない形状とすること。

中間の場合

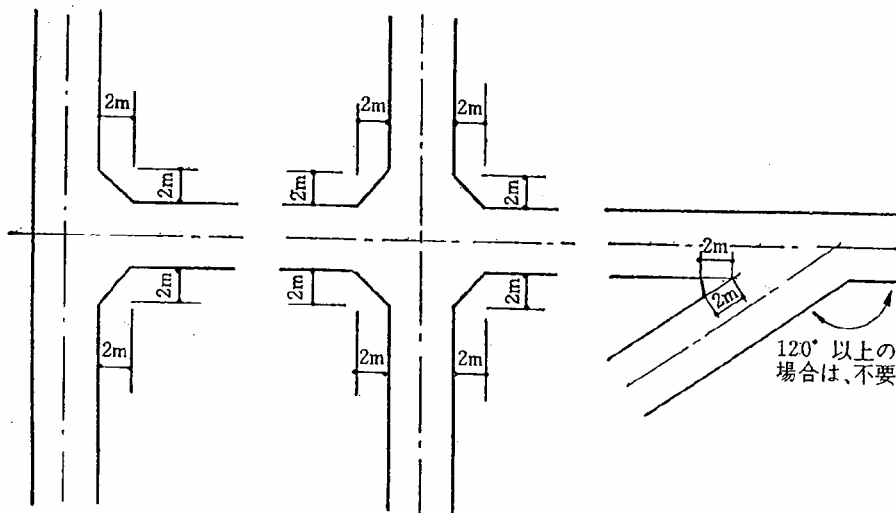


終端の場合

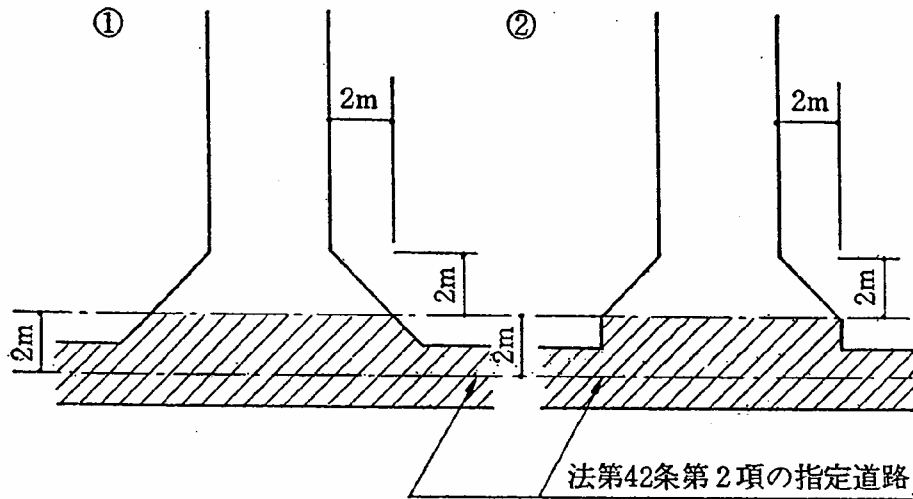


6 指定道路の隅切り

(1) 指定道路が他の道路と同一平面で交差し、接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。



- (2) 指定道路が法第42条第2項の規定による道路と接続する場合の隅切りは、下図の①又は②に示す形状とすること。



- (3) 指定道路の角地の隅切りは、次に掲げるいずれかに該当し、かつ、交通上支障のない措置を講じた場合は、設けないことができる。この場合において、一方の隅切りは、少なくとも隅角と挟む辺の長さが3メートル以上の二等辺三角形の部分を含めなければならない。
- ア 河川、水路等に接して築造する場合でこれに交差する道路の橋りよう、欄かん等により隅切りができないとき。
- イ 既存の家屋、堅固な擁壁又はがけ地等があり、隅切りを設けることが著しく困難と認められるとき。

7 指定道路の構造

- (1) 砂利敷（厚さ10センチメートル以上）又は舗装をすること。ただし、接続する道路が舗装されている場合においては、その道路の側端から5メートルまでは、舗装しなければならない。
- (2) 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- (3) 指定道路の側溝は、次に掲げることにより築造しなければならない。
- ア 道路の両側には、内法幅24センチメートル以上のコンクリート製U字型側溝又はこれと同等以上の強度を有するもので造り、溢水のおそれのないものにする。
- イ 敷地内の排水に支障がなく路面の排水のみに供する側溝については、アにかかわらず幅員30センチメートル以上のL字型側溝とすることができる。
- ウ 側溝の隅角部等適当な箇所に溜樹を設けること。
- エ U字型側溝の道路側に幅10センチメートル以上のコンクリートで補強をすること。

8 指定道路の安全対策

指定道路には、通行の安全を確保するために必要と認められるときは、防護柵を設置する等適切な措置を講じなければならない。

9 排水路の末端

側溝、下水管等の排水施設の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に連絡すること。

10 特例

市長は、この基準により難い特殊の事情があると認め、その計画が避難及び通行の安全上並びに衛生上支障がないと認めるものは、この基準によらないで指定することができるものとする。この場合において、築造主は、この基準により難い事情を記載した書類を道路位置指定申請書に添付しなければならない。

第1号様式 (第5条、第6条関係)

道路築造完了届

年 月 日

いわき市長 殿

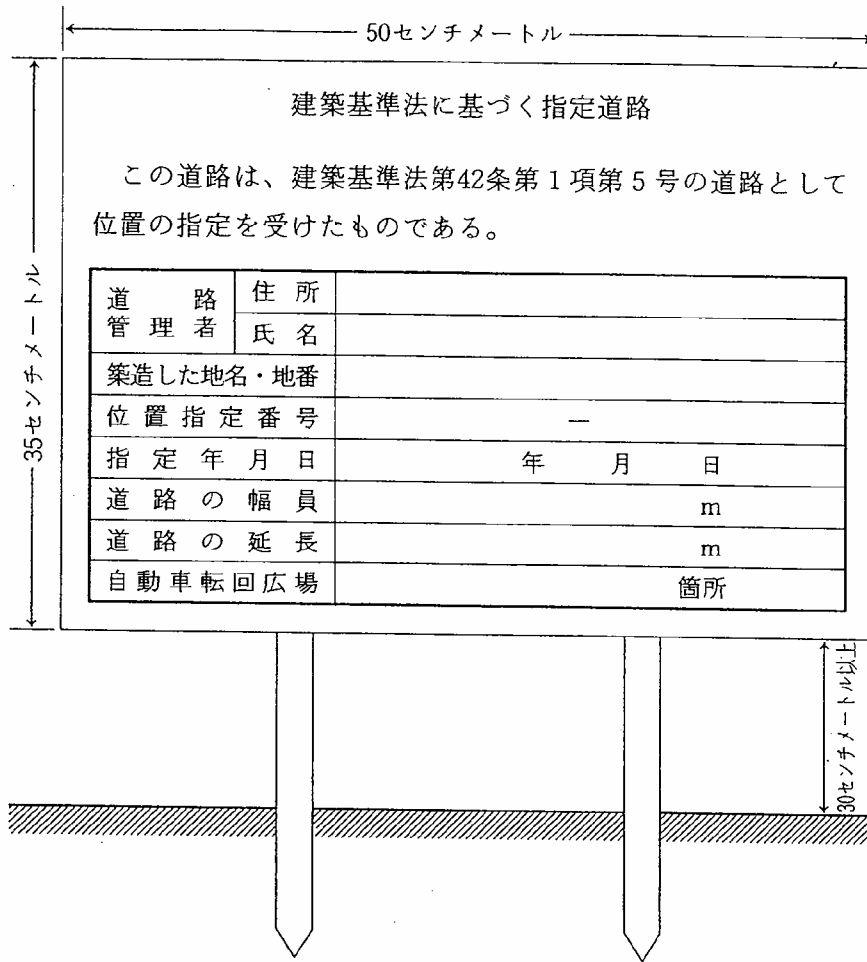
申請者住所.....

氏名.....

工事完了年月日	年	月	日
築造場所	いわき市		
道路の幅員及び延長	幅員	m・延長	m
道路管理者住所			
道路管理者氏名		
工事施工者住所			
工事施工者氏名		

第2号様式 (第7条関係)

標 識



木製板厚 12ミリメートル以上
(下地を白色とし、字体を黒色とすること。)